

振替輸送のご案内

列車の運行不能等があった場合

他の鉄道会社に依頼し、運行不能区間を他の鉄道会社線等の経路によりご利用いただく「振替輸送」の取扱いを行うことがあります。



- 振替輸送の実施及び対象区間は、運行不能等の範囲により決定いたしますので、その都度ご案内いたします。
- 振替輸送区間以外の経路または交通手段(タクシー等)をご利用の場合は、お客さまのご負担となります。

振替輸送の対象となる乗車券

～現在使用されている乗車券で、運行不能区間を含むもの～

普通乗車券
回数乗車券



当社(局)の駅出場時は
係員改札をご利用ください。

定期乗車券



ICカード*
(ICOCA・PiTaPa等)

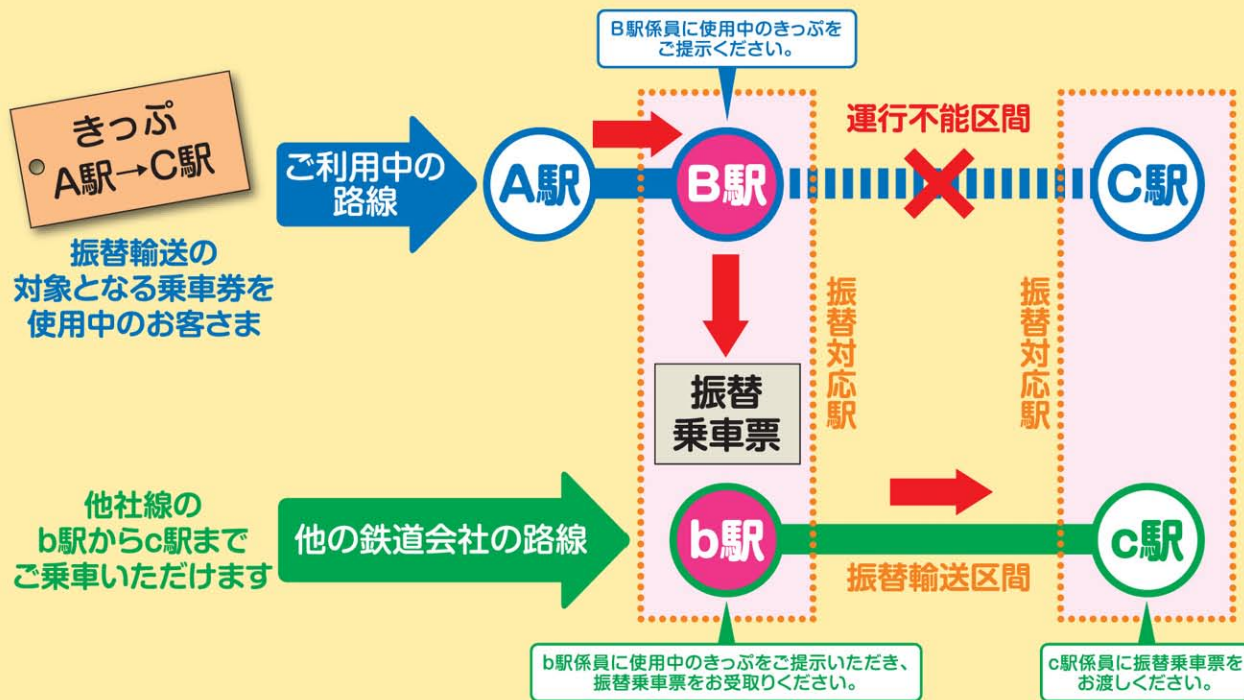


当社(局)の駅出場時は
ICカード使用証明書をお受取りください。

など

*ICカード(ICOCA・PiTaPa等)をご使用のお客さまは振替輸送後、カードと振替乗車票(お客さま控え)を当社(局)の駅窓口にお持ちください。*モバイルSuicaは振替輸送の対象となりません。

【例】お客さまがA駅から乗車された後、B駅～C駅間で列車の運行不能等があった場合



このポスターには振替輸送に関する主な取扱いを記載しております。また振替輸送の取扱いについては、各社(局)の定めによります。運行不能等の発生時は、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。